

令和8年第2回邑南町議会定例会で議決された条例の廃止・改正・制定一覧

| 件名 | 内容 | 施行日 |
|--|--------------------------------------|---|
| 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正 | 井原診療所を閉院することによるもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正 | 近年の物価高騰などの状況を踏まえ、利用者の費用額の改正を行うもの | 第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から |
| 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正 | 第1子の保育料を、令和8年度より無償化を行うもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正 | 「久喜多目的集会所」を令和7年度末で用途廃止するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の一部改正 | 町営バス「口羽矢上線」及び「邑南川本線」の経路変更によるもの | 第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条及び第3条の規定は同年5月2日から |
| 邑南町いこいの村しまね条例の一部改正 | 利用料金に関する規定を改正するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| いわみ温泉活用施設条例の一部改正 | 利用料金に関する規定を改正するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正 | 利用料金に関する規定を改正するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町香木の森公園条例の一部改正 | 利用料金に関する規定を改正するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町定住住宅管理条例の一部改正 | 島根県住宅供給公社より譲与される建物を、邑南町定住住宅として使用するもの | 令和8年4月18日から施行 |
| 邑南町奨学基金条例の一部改正 | 基金額の減額によるもの | 令和8年3月31日から施行 |
| 邑南町研修施設条例の一部改正 | 使用料を令和8年4月分から5,000円増額するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町学校給食費条例の一部改正 | 給食の日額を令和8年4月分から増額するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正 | 上田所観察施設について、行政財産から普通財産に用途廃止するもの | 公布の日から施行 |
| 邑南町奨学生審査委員会条例の一部改正 | 組織する委員の所属から議会議員を削るもの | 公布の日からとし、経過措置として現にその職にある委員の任期は改正後の規定にかかわらず従前の例とするもの |

令和8年第2回邑南町議会定例会で議決された条例の廃止・改正・制定一覧

| 件名 | 内容 | 施行日 |
|---------------------------------------|---|---|
| 邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正 | 国家公務員等の旅費に関する法律の大幅な改正に伴い、現行の旅費に関する条例の改正を行うもの | 令和8年4月1日から施行、経過措置としてこの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用、同日前に出発した旅行については従前の例とするもの |
| 邑南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正 | 邑南町職員の旅費に関する条例の改正に伴い関係する条例の整理を行うもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 | 邑南町職員の旅費に関する条例の改正に伴い関係する条例の改正を行うものと、「社会福祉相談員」の報酬の見直しを行うもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正 | 引用する地方自治法の条番号とのずれが生じているため整合性を図るため改正するもの | 公布の日から施行 |
| 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正 | 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等を改正するもの | 令和8年4月1日から施行、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び傷病補償年金等については、なお従前の例による |
| 邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止 | 用途を廃止し、本条例を廃止するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 | 「こども誰でも通園制度」を実施するにあたり、町が行う確認事務に必要な確認基準条例を新たに制定するもの | 令和8年4月1日から施行 |
| 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 | 邑南町議会議員の期末手当3.25月を3.35月に改正 | 令和8年4月1日から施行 |